

特定保健用食品の表示許可制度に関して行政法の観点から 検討するポイントについて

(1) < 特定保健用食品（特保）制度における再審査手続について >

現行制度では、許可後に新たな科学的知見が生じた場合、消費者庁が再審査手続き（食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、許可を取り消すか否かを判断）を行うこととなっているところ、再審査手続を開始するか否かの判断基準が明らかでないため、再審査手続きを迅速に開始することが困難となっている。

このことから、この判断基準を明確にすることが求められているが、例えば、ある許可品の安全性に問題がある可能性が示唆され、かつ、問題があるか否かが確定するまでに2、3年を要する場合に、当該許可品について再審査手続きを行うことを公表した場合、事業者は一定程度の不利益を被ることになると考えられるところ、前述のような判断基準を策定するに当たり、行政法の見地からどのような点に留意すべきか。

(2) < 特保の表示許可の一時停止等について >

消費者庁が再審査手続を行うこととした場合でも、表示許可を取り消すか否かの判断には多くの知見を収集する必要がある、相当の時間を要すると考えられる。現行制度では、再審査手続中でも特保の表示を続けることができるが、消費者への正しい情報提供の観点からは望ましくないと考えられる。

これに対して、再審査手続中の製品に、(a) 注意喚起を促す表示を義務付ける、(b) 表示許可を一時停止する、という対応が考えられるが、このような対応について行政法の見地からどのような問題点が考えられるか（不利益処分当たるか）。

また、表示許可の更新制を導入することについては、行政法の見地から考慮すべき点はあるか。

(3) 食品としての安全性の観点からは食品衛生法上の販売停止等の措置がとられていない段階で、消費者保護の観点から特保の表示許可を取り消し、又は一時停止することは可能か。